

# 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業の概要 ～民間事業者等に対する補助～



## 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業概要

ポータルサイトURL :

[https://www.mlit.go.jp/toshi/daisei/plateau\\_hojo.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/daisei/plateau_hojo.html)

令和4年度 全国の地方公共団体における3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進するための補助制度 創設  
令和7年度 民間事業者等を補助対象に拡充

### 補助対象及び補助要件

#### 補助対象事業

- (1) 3D都市モデルの整備に関する事業
- (2) 3D都市モデルの活用に関する事業
- (3) 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進事業

#### 補助対象団体

営利法人、NPO法人、一般社団法人、一般財団法人その他これらに類する者（左記の者を構成員とするJVを含む。）

補助率 1/2（上限 5,000万円）

#### 補助要件

- ✓ ユースケースがあること ※3D都市モデルの整備も行う場合は、単年度で3D都市モデルの整備とユースケース開発を行うこととしている
- ✓ 国が定める標準仕様書及び標準作業手順書に基づく国際標準規格であるCityGML形式でデータを作成すること
- ✓ 整備した3D都市モデルをG空間情報センター等にてオープンデータ化すること
- ✓ 整備した3D都市モデルを維持管理・更新すること
- ✓ 原則として、**事業年度中に3D都市モデルが活用され、サービス提供等がなされること**

## 3D都市モデル整備・活用に係る補助対象①

### (1) 3D都市モデルの整備に関する事業

3D都市モデルの整備又は更新に要する費用

#### 補助対象

- ✓ 3D都市モデルを整備するための都市計画基本図、都市計画基礎調査等のデータ収集・整理に要する費用
- ✓ モデル立ち上げに要する費用
- ✓ 作成データを可視化するためのシステム導入・改修に要する費用
- ✓ オープンデータ化に要する費用
- ✓ その他調査経費 等

(補足)

- 都市計画区域の有無は関係ない
- 市街化区域など部分的な3D都市モデルの整備も可能



## 3D都市モデル整備・活用に係る補助対象②

### (2) 3D都市モデルの活用に関する事業

3D都市モデルを活用した社会課題解決に資するサービスやソリューションを社会実装するためのアプリ・システム開発等に要する費用

#### 補助対象

- ✓ ユースケース開発に必要なデータ収集・3Dデータ作成に要する費用
- ✓ データを活用した分析・シミュレーション・アプリ開発等に要する費用
- ✓ 作成・分析したデータの政策活用（庁内活用も含む）に要する費用
- ✓ 3D都市モデルを活用したサービスやソリューションを社会実装するためのアプリ・システム開発等に要する費用
- ✓ その他調査経費 等

### (3) 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化推進事業

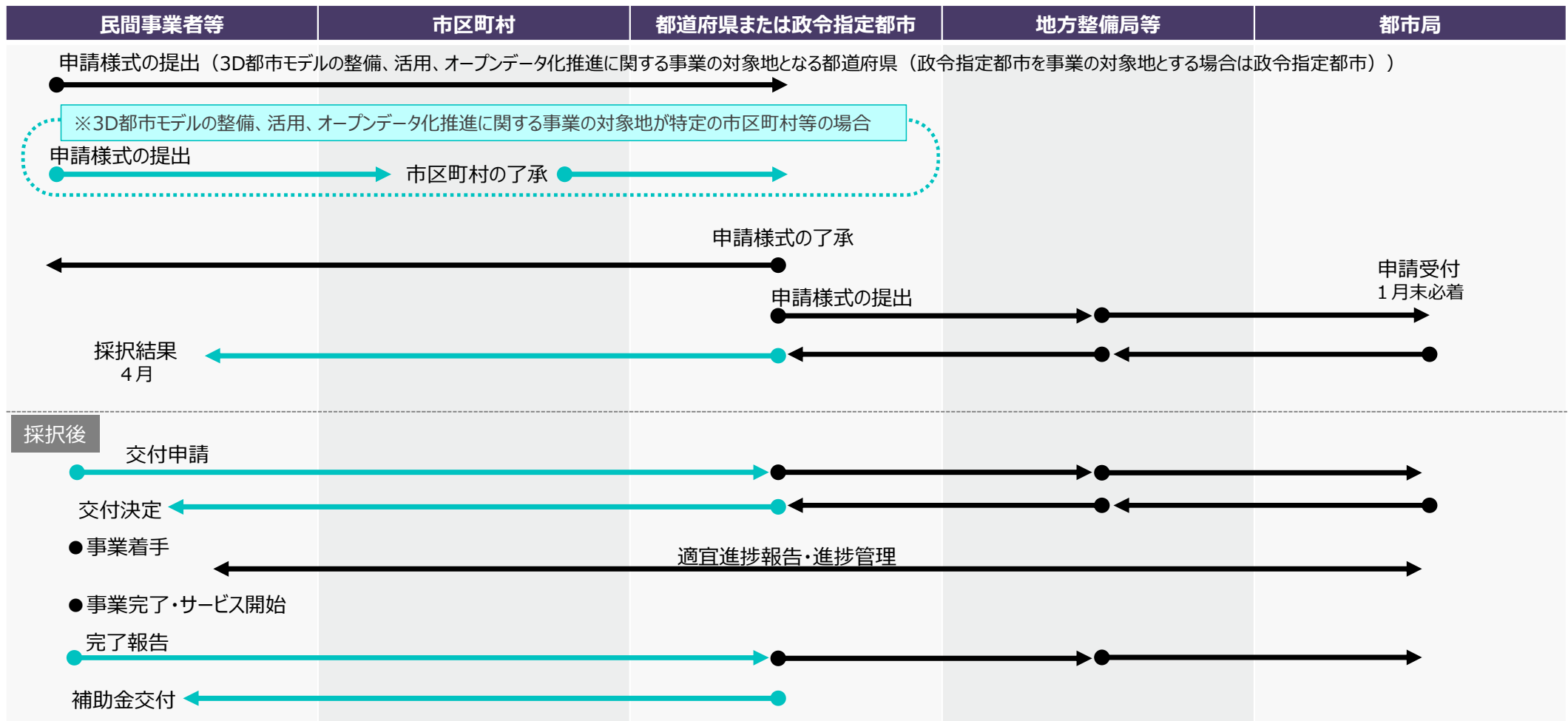
整備・活用・オープンデータ化を推進するために要する費用

#### 補助対象

- ✓ 3D都市モデルの整備・活用・オープンデータ化を推進するための啓発・研修活動
- ✓ 専門家の派遣、情報収集活動、ウェブサイト作成等の情報発信活動
- ✓ ワークショップ・ハッカソン・ピッチイベント等の開催等に要する費用 等



# 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業 参考実施スケジュール



### 重点審査項目

- ✓ 取組内容が明確であること
- ✓ 取組内容が先導的、先進的であること
- ✓ 取組内容が公益性を有すること
- ✓ 取組内容が次の分野に関連する社会課題の解決に資するもの（「都市計画・まちづくり」、「防災」、「地域活性化・観光」、「環境・エネルギー」、「交通」又は「安全・防犯」（複数の組み合わせも可能））であること。
- ✓ 当該事業で得られた知見について公開できる内容が多いこと
- ✓ 取組の内容の持続性・継続性が高いと期待されること

## 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業

**主な留意点**（詳細は各要綱、募集要項等をご確認ください）

### ●他の補助金との併用

原則として、本事業と補助対象が重複する国の他の補助制度（地方公共団体の補助制度については、国費が充当されているものを含む。）との併用はできません。

同一経費に対する重複受給と認められた際には、その対象額の返還を求める場合があります。

### ●事業の実施及び事業内容の変更

交付決定を受けた後に事業内容を変更しようとする場合は、事前に承認を得てください。

### ●実績報告

補助事業を完了後、実績報告書を提出してください。

### ●補助金の支払

補助金の支払いは、原則として、補助事業の完了した日から30日以内か、交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日までのいずれか早い日までに、実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります（年度途中であっても、事業が完了している場合には、所定の手続きにより支払われます。）。

### ●事業の実施後

本事業に係る収支の事実を明確にした証拠書類（契約書、支払領収書等を含む。）について、交付年度終了後5年間保存してください。

本事業の効果を把握するため、本事業を活用した事業の終了後、追跡調査に協力してください。

# 3D都市モデルの整備都市リスト (R8年度末約380都市)

黒字は令和7年度以前整備都市  
赤字は令和8年度新規整備都市  
東京23区は23都市としてカウント  
※はサンプルデータ(非オープンデータ化)

<b>北海道</b>	<b>群馬県</b>	北本市	松伏町	羽村市	加茂市	佐久市	松崎町	<b>大阪府</b>	<b>古座川町</b>	美波町	福岡市	<b>日向市</b>
札幌市	前橋市	八潮市	<b>千葉県</b>	あきる野市	上越市	安曇野市	西伊豆町	大阪市	<b>串本町</b>	<b>香川県</b>	大牟田市	<b>門川町</b>
室蘭市	桐生市	富士見市	千葉市	西東京市	<b>富山県</b>	岐阜県	函南町	堺市	<b>鳥取県</b>	高松市	久留米市	<b>鹿児島県</b>
更別村	<b>伊勢崎市</b>	三郷市	木更津市	瑞穂町	高岡市	岐阜市	清水町	岸和田市	鳥取市	さぬき市	飯塚市	南さつま市
<b>青森県</b>	館林市	運田市	茂原市	日の出町	射水市	大垣市	長泉町	豊中市	米子市	<b>愛媛県</b>	宗像市	<b>湧水町</b>
むつ市	<b>埼玉県</b>	坂戸市	柏市	檜原村	舟橋村	美濃加茂市	小山町	池田市	境港市	松山市	古賀市	<b>沖縄県</b>
鱒ヶ沢町	さいたま市	幸手市	八千代市	奥多摩町	氷見市 ※	<b>静岡県</b>	吉田町	高槻市	日吉津村	宇和島市	うきは市	那覇市
<b>岩手県</b>	<b>川越市</b>	鶴ヶ島市	多古町	大島町	<b>石川県</b>	静岡市	川根本町	守口市	<b>島根県</b>	東温市	筑前町	
盛岡市	熊谷市	<b>日高市</b>	<b>東京都</b>	利島村	金沢市	浜松市	森町	河内長野市	松江市	<b>砥部町</b>	<b>佐賀県</b>	
宮古市	川口市	吉川市	特別区 (23 区)	新島村	加賀市	沼津市	<b>愛知県</b>	和泉市	益田市	高知県	鳥栖市	
<b>宮城県</b>	<b>行田市</b>	ふじみ野市	八王子市	神津島村	七尾市 ※	熱海市	名古屋市	柏原市	隠岐の島町	高知市	武雄市	
仙台市	秩父市	白岡市	立川市	三宅村	輪島市 ※	三島市	豊橋市	門真市	<b>岡山県</b>	室戸市	小城市	
<b>秋田県</b>	所沢市	伊奈町	武蔵野市	御蔵島村	珠洲市 ※	富士宮市	岡崎市	摂津市	岡山市	安芸市	大町町	
大館市	<b>飯能市</b>	三芳町	三鷹市	八丈町	羽咋市 ※	伊東市	春日井市	東大阪市	倉敷市	南国市	江北町	
<b>山形県</b>	加須市	毛呂山町	青梅市	青ヶ島村	かほく市 ※	島田市	豊川市	忠岡町	津山市	土佐市	白石町	
<b>上山市</b>	本庄市	<b>越生町</b>	府中市	小笠原村	津幡町 ※	富士市	津島市	<b>兵庫県</b>	備前市	<b>須崎市</b>	<b>長崎県</b>	
<b>中山町</b>	<b>東松山市</b>	滑川町	昭島市	<b>神奈川県</b>	内瀬町 ※	磐田市	豊田市	姫路市	瀬戸内市	<b>宿毛市</b>	佐世保市	
<b>福島県</b>	春日部市	嵐山町	調布市	横浜市	志賀町 ※	焼津市	安城市	<b>西宮市</b>	早島町	<b>土佐清水市</b>	松浦市	
福島市	狭山市	小川町	町田市	川崎市	宝達志水町 ※	掛川市	日進市	加古川市	<b>広島県</b>	<b>四万十市</b>	波佐見町	
郡山市	羽生市	川島町	小金井市	相模原市	中能登町 ※	藤枝市	<b>大治町</b>	三木市	広島市	香南市	<b>熊本県</b>	
いわき市	鴻巣市	吉見町	小平市	横須賀市	穴水町 ※	袋井市	<b>三重県</b>	朝来市	呉市	東洋町	熊本市	
白河市	深谷市	鳩山町	日野市	鎌倉市	能登町 ※	下田市	四日市市	たつの市	竹原市	奈半利町	荒尾市	
相馬市	上尾市	<b>ときがわ町</b>	東村山市	藤沢市	<b>山梨県</b>	裾野市	伊勢市	<b>奈良県</b>	福山市	田野町	玉名市	
南相馬市	草加市	<b>横瀬町</b>	国分寺市	茅ヶ崎市	甲府市	湖西市	伊勢市	奈良市	府中市	安田町	宇城市	
<b>石川町</b>	越谷市	<b>皆野町</b>	国立市	厚木市	<b>中央市</b>	伊豆市	熊野市	香芝市	三次市	芸西村	益城町	
<b>茨城県</b>	蕨市	<b>長瀬町</b>	福生市	寒川町	<b>長野県</b>	御前崎市	<b>滋賀県</b>	三郷町	海田町	いの町	<b>大分県</b>	
つくば市	戸田市	<b>小鹿野町</b>	狛江市	<b>開成町</b>	長野市	菊川市	長浜市	<b>和歌山県</b>	<b>山口県</b>	<b>中土佐町</b>	<b>中津市</b>	
銚田市	入間市	<b>東秩父村</b>	東大和市	<b>箱根町</b>	松本市	伊豆の国市	近江八幡市	和歌山市	<b>下関市</b>	<b>日高村</b>	日田市	
<b>東海村</b>	朝霞市	<b>美里町</b>	清瀬市	<b>新潟県</b>	岡谷市	牧之原市	<b>京都府</b>	田辺市	<b>下松市</b>	<b>四万十町</b>	臼杵市	
境町	志木市	<b>神川町</b>	東久留米市	新潟市	諏訪市	東伊豆町	京都市	<b>新宮市</b>	周南市	<b>大月町</b>	宇佐市	
<b>栃木県</b>	新座市	<b>上里町</b>	武蔵村山市	長岡市	伊那市	河津町	舞鶴市	すさみ町	<b>徳島県</b>	<b>黒潮町</b>	<b>玖珠町</b>	
宇都宮市	桶川市	<b>寄居町</b>	多摩市	三条市	飯山市	南伊豆町	与謝野町	那智勝浦町	徳島市	<b>福岡県</b>	<b>宮崎県</b>	
	久喜市	杉戸町	稲城市	新発田市	茅野市		太地町	北九州市		延岡市		

## 都市空間情報デジタル基盤構築支援事業（民間サービス実装タイプ）Q&A集

No.	質問内容	回答内容
1	1の民間事業者等が複数地域を対象に応募することは可能ですか。	3D都市モデルの整備に関する事業がない場合は1つの応募様式で応募可能です。その場合の提出先は、3D都市モデルの活用に関する事業の主な実施地域の都道府県または政令指定都市経由で提出してください。3D都市モデルの整備に関する事業を含む場合は、整備する市区町村単位でそれぞれ応募様式を作成し、市区町村の了承を得た上で都道府県または政令指定都市経由で提出してください。
2	補助金支払い時期はいつ頃になりますか。	事業完了後に支払いとなります。
3	知見の公開はどのようにされますか。	公開可能な知見について、事業主体から国土交通省都市局に提出し、国土交通省都市局において国土交通省のHPに掲載する予定です。
4	補助事業により得られる技術や知見・権利は、だれに帰属しますか。	補助事業により得られる技術や知見・権利はすべて補助事業者に属します。そのため、特許や商標等を取得・登録も可能です。
5	事業の対象地の地方公共団体とは具体的にどのような調整が必要となりますか。	事業の概要を説明した上で、事業の実施について了承を得るとともに、事業の実施にあたり対応をお願いする事項（データの貸与など）や、提出物の提出方法等に関する調整を行うことを想定しています。また、都道府県を事業の対象地とする場合、関連する管内市区町村と調整が必要となることも考えられますのでご留意ください。
6	特定の市区町村へのサービス提供ではなく、市区町村を特定しないサービスとしての応募は可能でしょうか。その場合、市区町村との調整は不要でしょうか。	本事業では、幅広い地域の課題解決を想定するサービスとしての応募は可能です。他方、こうしたサービスである場合、（ご提案の事業を通じて社会課題の解決を行うフィールドとなる）いずれかの都道府県または市区町村を選んだ上で、当該都道府県または市区町村の担当課と十分に調整の上、応募してください。

ご不明な点がございましたら、下記担当者宛ご連絡ください。

- ◆ 支援事務局（受託事業者）  
株式会社三菱総合研究所  
検討団体支援チーム  
E-mail : [plateau\\_support@mri.co.jp](mailto:plateau_support@mri.co.jp)  
TEL : 03-6858-3697
  
- ◆ 国土交通省 都市局 国際・デジタル政策課 デジタル情報活用推進室  
担当 : 小林、黒田、濱田、小田代  
E-mail : [hqt-mlit-plateau★ki.mlit.go.jp](mailto:hqt-mlit-plateau★ki.mlit.go.jp)  
(★を@にかえて送信ください)  
TEL : 03-5253-8111(内線32264)